

米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	回答
1	<p>配置予定技術者の雇用関係の証明資料について 当社では、専門性の高い社員の自律的なキャリア形成を支援するため、社員が「個人事業主」または「自ら設立した法人」として独立し、当社と専属的な業務委託契約を締結して職務にあたる「業務委託型社員制度」を導入しております。 本業務の配置予定技術者については、20XX年の入社以降、正社員としてX年間にわたり当社の中心業務に従事したのち、本制度に基づき現在は「当該社員が設立した法人」との契約形態へ移行しております。 契約形態の変更後も、実態としては以下の通り正社員時と何ら変わらない管理体制下でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対価の算定根拠：当社の正社員と同一の給与・昇給・賞与体系に基づき、会社負担分の社会保険料相当額を合算した額を委託料として支払っている。 ・人事管理：当社の規定に基づく人事考課を継続して適用し、能力開発や業務評価を行っている。 ・指揮命令：当社の組織図に常勤スタッフとして組み込まれ、当社の指揮命令下で職務を遂行している。 <p>以上の通り、当該技術者は入社以来一貫して当社の統轄下であり、一般的な外注先とは異なり「長期かつ継続的な関係」を有しております。 つきましては、本申請において、法人間の契約書類および当該技術者がその法人の代表等であることを示す資料の提出をもって、参加資格を満たすものと認めていただけますでしょうか。</p>	<p>実施要項において、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、参加申込書提出期限時点で、原則として申請者との直接的な雇用関係を求めています。ご質問のような特殊な雇用形態の場合、申請者の直接的な指揮命令下であり、かつ継続的な関係性が客観的に証明できる資料(法人間の専属業務委託契約書の写し、当該法人の登記事項証明書等)をご提出いただけるのであれば、本業務における参加資格を満たしているものと判断します。 ただし、当該技術者は申請者の直接的な指揮命令下で業務を遂行する者であることを条件とします。 なお、本件は実施要項4(2)①に定める「第三者への委託」には該当しませんが、同条の趣旨に鑑み、契約時には改めて業務実施体制を精査し、書面による承認等の手続きを行う場合があります。</p>
2	<p>配置技術者の雇用要件と業務実施体制調書の記載の関連について 「プロポーザル実施要項」の「4 参加資格要件等 (2) 業務実施上の条件 ⑤」には、「管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、参加申込書提出期限(令和8年5月20日(水))時点で、申請者と3か月以上の雇用関係にある者とする」と記載されています。一方で、「様式11-1 業務実施体制調書」の注記には「企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、所属・役職欄に企業名等も記述すること」とあり、同様に「様式11-2～4 業務実施体制調書(配置予定技術者の業務経歴)」の注記にも同様の記載がされております。 つきましては、上記要件と各様式の注記の関係性について、以下の事項をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の雇用要件と、各様式における他企業所属技術者の記載指示のどちらの条件が優先されるか。 ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する技術者を、管理技術者、照査技術者または担当技術者として配置することは認められるか。 	<p>様式11-1～4の注記にある「企画提案書の提出者以外の企業等に所属する技術者は、所属・役職欄に会社名から記載すること。」という項目は、共同企業体として参加する場合に、当該技術者が「代表構成員」または「構成員」のいずれに所属しているかを確認するためのものです。 したがって、以下のとおり取り扱います。</p> <p>〈単独企業で参加する場合〉 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の全てが申請者(当該企業)と3か月以上の雇用関係にある必要があります。申請者以外の企業等に所属する者の配置は認められません。</p> <p>〈共同企業体で参加する場合〉 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、代表構成員または構成員のいずれかと3か月以上の雇用関係にある必要があります。</p>

米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	回答
3	<p>様式11-1の注釈に「企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、所属・役職欄に企業名等も記述すること」とあり、特定の専門分野において協力企業の技術者を配置することが想定されていると認識しております。</p> <p>本業務において、より専門的な知見を有する協力企業の社員を「担当技術者」として配置することを検討していますが、実施要項第4条(2)⑤にある雇用関係の要件(申請者と3か月以上)については、協力企業の社員を配置する場合、当該協力企業との間に3か月以上の雇用関係があれば、申請者との直接的な雇用関係がなくても要件を満たすものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>No.2の回答をご覧ください。</p>
4	<p>配置予定技術者の同種業務及び類似業務について、照査技術者として従事した業務も実績として該当になりますでしょうか。</p>	<p>実績として該当します。</p>
5	<p>業務進捗について 本業務は2か年に渡るものですが、令和8年度末時点での進捗目標等は設定されていますでしょうか。</p>	<p>市として一律の進捗目標は設定しておりませんが、実施要項に定める各年度の予算枠を考慮した上で、実施手順、実施フロー、工程表をご提案ください。</p>
6	<p>本業務の成果品として示されている「森林長期ビジョン(案)」及び「概要版(案)」について、紙媒体で各30部とありますが、簡易的な製本(フラットファイルでの製本等)でもよろしいでしょうか。</p>	<p>簡易的な製本(フラットファイルでの製本等)で差し支えありません。</p>
7	<p>本業務で想定されている貸与資料についてご教示ください。</p>	<p>現時点では、既存の航空レーザ測量データ、森林ゾーニング策定支援業務の成果品等の貸与を想定しておりますが、その他業務遂行上必要な資料についても貸与します。</p>